

2010年12月定例会 田村隆光の個人質問

【質問】

(1) さきらの指定管理者選定のプロセスの透明化を

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的として創設され、2003年にこの制度が導入されて以来、7年が経過しようとしています。

総務省の平成21年4月現在の指定管理者導入状況調査によりますと、都道府県、政令指定都市、市区町村の「公の施設」のうち、この指定管理者制度が導入された施設数は、約7万施設であり、その導入率は都道府県で58.7%となっており、前回調査（H18.9）から約8500施設も増加しています。

またその約3割にあたる2万施設が、株式会社や学校法人、医療法人、NPOなどの「民間企業」等が指定管理者となっている状況です。

全国的に当初の指定管理契約の期間が概ね3年から5年であったため、多くの施設で現在選定作業が行われており、2011年の3月議会では、契約更改に関する決議がかなりの数にのぼるのではないかとされています。

しかし、一方では、指定の取り消しや業務停止、期間満了による取りやめなども2100施設と前回調査より638件の増加となっています。

これまでの公共施設の整備は、市民のニーズというよりも「他の自治体にあるからうちでも」といった自治体や部局の私益の追求により建設されるケースが多く、その結果が無駄な公共施設が乱立し、財政を圧迫するといった事例や、運営ノウハウを持たない行政職員による運営で、活用されていない施設、当初の目的を逸脱した施設、メンテナンスが行き届かず、価値や魅力を下げている施設等も多く、資源配分の非効率性が目に余る状況も多く報告されていました。

また、本来住民の税金で建設し、その運営の委託先が行政であったものがいつの間にか逆転し、施設が行政側の財産となり、住民は利用させて頂く立場になってしまっているように感じます。

しかし、先に述べたように既に7万を超える施設が指定管理者制度を導入している訳ですが、この導入が進んだ背景の1つに、管理委託制度を導入していた施設は2006年9月1日までに、自治体の直営もしくは指定管理者制度のいずれかに移行しなければならないとする期限が設定されていたことが挙げられますが、タイミング的に多くの自治体で集中改革プランが策定されている時代でもあり、その中で「民間委託等の推進」が掲げられていました。

2010年12月定例会 田村隆光の個人質問

その中でも指定管理者制度の導入は、三位一体改革による地方交付税の削減などにより、多くの自治体が厳しい財政運営を迫られている現実があり、指定管理者制度の目的の1つである「コスト削減」の側面だけに多くの自治体の注目が集まることは容易に想像できたことであり、施設ごとに指定管理者制度の導入の妥当性、有効性が十分に検討されることのないまま、その導入が進められたケースも少なくないといえます。

そのような状況の中で導入された指定管理者制度も、第1巡目が終わろうという今日において、第1巡目の総括と2巡目の課題と対策については十分審議されたのでしょうか。

全国的にも多くの課題が浮き彫りになってきているのも事実としてあります。

導入当初は、公共サービスの提供について、市場メカニズムをできるだけ活用し、競争原理の中で「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則、つまり「官から民へ」とのかけ声のもとに、公共サービスの属性に応じて、民営化、民間委託、PFIの活用、独立行政法人化等の活用の検討が進められましたが、強力な市場原理が生んだものは、格差と疲弊しかありませんでした。

その教訓からか、いま「新しい公共」という概念が生まれ、古くからの日本の地域や民間の中にあっただが、今や失われつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すという風が吹き始めています。

つまり「民が担う公共」という時代にあっては、行政お任せ方式ではなく住民自らの責任で公共施設等の管理を担おうとすることが指定管理者制度のもつ公共性における重要な課題ともいえます。

そこで、栗東市のさきらに関する指定管理者について、質問いたします。

まず、栗東市として第1巡目の指定管理者制度を導入し、今日までJRBS社に栗東市芸術文化会館さきらの管理運営をしていただいているところですが、同社におけるこれまでの5年間の総括を栗東市としてはどのようになさったのか、総括内容も含めお示しいただきたい。

つぎに、第2巡目のさきらに関する指定管理者の選定についてですが、この件は、応募のあった4団体に対して審査され、報告書では「評価が大変僅差であったために難しい判断となった」と講評されています。

その結果を踏まえ、今回は議会が審査をさせていただく訳ですが、議会にいただいた資料では、各団体の評価点と、候補者として選定された団体の事業計画書しかないために、他の団体との比較ができません。

委員会の審査結果の透明性はもとより、議会の審査結果の透明性を期すためにも、提出資料については精度が高く、評価比較がしやすい内容の資料の提出が必要かと思いますがいかがですか。

最後に、前回の指定管理者選定時の定例会でも議論となりました栗東市の“文化行政”に対する考え方をお示しくください。

2010年12月定例会 田村隆光の個人質問

(2) たばこ業者からの貸付金回収に全力を

かつては「打ち出の小槌」的に栗東市に大きな税収をもたらし、一時期は市税収入の4分の1を占めるほどの税収があり、新幹線新駅設置計画の財源として見込んでいたたばこ税ですが、平成16年の地方税法の改正により市町村たばこ税道府県交付金が導入され、また、近年の禁煙ブーム等の影響により、現在では大きく税収が落ち込む状況になっています。

そのような状況の中で、これまで議会でも懸案事項として指摘してきた一部のたばこ業者への貸付金約7億円が回収不能に陥るような状況になってきており、今回の一般会計補正予算でもその調停費用が計上されています。

実際問題として、(株)TSRの3億円分の返済期日は過ぎている状況にあり、当局としても返済の催促は文書や協議をすすめられているところだと思います。

しかし、これから他のたばこ業者への貸付金返済期日が迫ってくる中、最初の対応如何によっては、極めて大きな損失を被る事が予測されますので、今月にも次の返済期日も迫っている事から、ここはしっかりと対応を願いたいところです。

しかし、先に述べましたようにこのたばこ税の問題は、古くは平成15年の12月議会で「市企業事業資金貸付条例」の改正案が提案された時に、今回返済を拒否している業者を含めた2社が、他市の企業誘致施策が栗東市の条例より優れているということで市内でのたばこの購入を停止したり、(株)TSR社の平成17年以降の納税額が激減している事に対して不安視する声や、納税を催促するよう求める声は議会でもあり、行政対応に対しきびしい指摘もありました。

そのことからすると、今回の事態は当然予測できた事であり、もっと積極的な行動がとれたのではないかと思いますがいかがお考えですか？

新聞等によると、(株)TSR側は返済拒否の理由として、融資を受ける際、市側との協議で「いずれ奨励金制度を復活させるので、それで返済すればよい」という話があった、などと主張。これに対し、市側は「平成14年に国松正一市長が就任した際、前市長からそのような引き継ぎはなく、正式な文書もない」と反論している。とのことですが、当時、当局と業者の間に密約があったのか、なかったのか、また、文書や録音データとして、業者とのやり取りを記録したものは本当はないのか？

最悪裁判となれば当然のごとく、証拠品の存在は大きなものとなりますし、状況によっては議会でも100条委員会の設置も視野に入れなければならないでしょう。

いずれにしても、市民の税金を貸した訳ですから、しっかりと返済いただく事と、これは市民に対しても行政の責任としてこれまでの交渉の内容を詳細に説明すべきだと考えますがいかがですか。

今回の件に対しての市長としての考えや、厳しい経済状況の中、ただでさえ税収が落ち込み、平成23年度の予算も大きくショートすると予測される状況の中、不測の事態における財政に対する対応策をお示しください。

2010年12月定例会 田村隆光の個人質問

また、今回の2社7億円の貸付金の回収のスケジュールもお示しください。

【答弁：教育部長】

2番田村議員の1番目の指定管理者選定プロセスの透明化をのご質問にお答えします。

1点目の指定管理者制度を導入したこの5年間の現指定管理者に対する総括につきましては、制度導入前と後を比較すると、概算で年間5千600万円、単純に5年間とすると2億8千万円の運営費の削減が可能となりました。また来館者数では制度導入前後で年間も万4千人増加し、外部評価に関するアンケートにおいても「さきらの存在に満足していますか」等の設問に対し、年度毎に向上しており市民満足度の向上に繋がっていることから、指定管理者制度導入のメリットを活かすことができたものと考えております。

の指定管理者の選定につきましては、栗東市公の施設指定管理者選定委員会

設置規則第1条において、「市の公の施設の指定管理者を指定する場合において、公平かつ適正な選定を行うため、栗東市公の施設指定管理者選定委員会を置く」また同規則第2条第1項第1号により「公の施設の指定管理者候補者の選定に関する事」とあり、設置及び所掌事務が定められております。

このことから、栗東市公の施設指定管理者選定委員会において適正に選定されたものであり、今議会において、選定結果報告、募集要項、業務仕様書、候補者の企画書等を提出させていただいております。

3点目の文化行政に対する考え方につきましては、本市の進むべき指針として、「第5次総合計画」に基づき市政運営に努めております。この計画の中で、市民文化や芸術活動を振興するまちづくりのため、芸術文化会館「さくら」を軸に、各種団体活動やさきらのボランティアとの協働によって、市民が参画する芸術文化活動の促進と各種文化団体の活性化・発展に向けた支援及び活動の場の提供を基本方針に掲げております。市としましては、行政の支援の有無にかかわらず自主的な文化活動が推進されることが重要と考えております。

【答弁：環境経済部長】

続きまして、2番目の「たばこ業者からの貸付金回収に全力を」のご質問にお答えします。

1点目の今日までの対応につきましては、貸付の要件である貸付後10年間で50億円以上の納税について、各年度半期ごとに実績報告を求める機会を通じ充足されるよう促すと共に交渉により要請してきたところであり、弁済期限が迫る半期前より逐次貸付金弁済の通知を行ってきました。

貸付の要件の充足は、法的措置も難しく納税を要請するしかなく、前國松市長も直接面談し要請されてきました。

2010年12月定例会 田村隆光の個人質問

弁済期日が到達しても弁済されなかったことから、二度に渡り請求督促・催告を行ってきたところです。

今後におきましても、粘り強く交渉を重ね「貸したものは返していただく」という姿勢で臨んでまいります。

次に、2点目の相手方企業との間に密約があったのかにつきましては、相手方企業が協議の中で主張されておりますが、ご指摘の約束事に関しては、現在記録などの文書は確認できない状況です。

次に3点目の返済につきましては、先ほども申し上げましたとおり「貸したものは、返していただく」という強い姿勢で臨みます。

また、交渉内容などについては議会に説明いたします。

いずれにしましても、完済されるよう努力していく所存でありますので、議員各位のご支援をよろしくお願いいたします。

次に、5点目の今年度の2社7億円の回収スケジュールにつきましては、まず1社5億円については、既に債務不履行となっている3億円も含め、今月末の2億円の弁済期日の到達後に交渉を行い、状況により法的措置も視野に入れ進めてまいります。

もう1社については、代理人である弁護士を通じて既に返済期限の猶予を申し入れられており、それに対し本市は応じられない旨の回答をしております。

こうした中で、相手方企業からは民事調停申立という行為が想定されますことから、今回補正予算をお願いしているものであります。

現時点において、1社3億円の債務不履行があるものの、今月末の弁済期日が到達しない限り、明確な対応スケジュールが示せません。

市の方針が確定しましたら議会にご説明申し上げ回収スケジュールをお示しさせていただきます。

【答弁：総務部長】

続きまして、4点目の来年度の予算編成にかかる財源不足の対応についてのご質問にお答えします。

代表質問においても市長がお答えしておりますとおり、今後策定予定の、(新)集中改革プラン素案に盛り込まれた内容を予算に反映させることはもとより、予算の編成過程において、さらに踏み込んだ削減あるいは増収につながる項目を精緻に検証し、また、今後国において示される「地方財政対策」でどのような歳入・歳出見通しが示され、どのような地方時政への措置が講じられるのかを具体的に見極める中で、現在見通している財源不足を吸収することができるよう取り組み、不測の事態を回避できるよう全力をあげてまいります。